

事務連絡
令和3年3月3日

建設業関係団体の長様
関係測量・設計業団体の長様

京都府建設交通部指導検査課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更
(令和3年2月28日)に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を実施すべき区域及び期間の変更(令和3年2月2日)に伴う工事及び業務の対応について」(令和3年2月10日付け事務連絡)において、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和2年12月24日改訂版))」を踏まえた建設現場やオフィスにおける感染予防対策の更なる徹底をお願いしていたところです。

令和3年2月28日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域が変更され、京都府は対象区域から除外されましたが、引き続き、別紙の事務連絡に基づき、遺漏なきようご対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

『建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン』は下記ホームページに掲載しております。

(<https://www.mlit.go.jp/common/001380470.pdf>)

その他の「新型コロナウイルス感染症に関する建設工事等の対応について」は下記ホームページに掲載しております。

(<http://www.pref.kyoto.jp/shido/news/korona.html>)

担当	指導検査課指導係
電話	075-414-5227